本号で公布された法令のあらまし

◇建築基準法第四条第一項の人口二十五万以上の市を指定する政令の一部を改正する政令（政令第二九七号）（国土交通省）

1　建築基準法第四条第一項の規定により建築主事を置くべき人口二五万以上の市として、水戸市、高崎市、平塚市、長岡市、福井市、津市及び久留米市を追加することとした。

2　この政令は、平成二三年一〇月一日から施行することとした。

◇薬事法施行令の一部を改正する政令（政令第二九八号）（厚生労働省）

1　医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する必要がある医薬品として、フルベストラント及びその製剤を指定することとした。（別表第二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二九九号）（内閣府本府）

1　平成二三年八月二九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

(一)　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(二)　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

(三)　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

(四)　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

(五)　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

(六)　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

(七)　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

(八)　三重県熊野市及び南牟婁郡紀宝町並びに奈良県吉野郡十津川村の区域に係る激甚災害について

(1)　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

(2)　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇運輸事業の振興の助成に関する法律第三条第一項の事業を定める政令（政令第三〇〇号）（国土交通省）

1　運輸事業の振興の助成に関する法律（以下「法」という。）の施行に伴い、運輸事業振興助成交付金の額を充てることができる事業を定めることとした。

2　この政令は、法の施行の日（平成二三年九月三〇日）から施行することとした。

◇関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の施行期日を定める政令（政令第三〇一号）（国土交通省）

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二三年法律第五四号）の施行期日は平成二四年七月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二四年四月一日とすることとした。

政　令

建築基準法第四条第一項の人口二十五万以上の市を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年九月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百九十七号

建築基準法第四条第一項の人口二十五万以上の市を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法第四条第一項の人口二十五万以上の市を指定する政令（昭和四十五年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

本則の表福島県の項の次に次のように加える。

茨　城　県	水戸市

本則の表群馬県の項中「前橋市」を「前橋市　高崎市」に改め、同表神奈川県の項中「横須賀市」を「横須賀市　平塚市」に改め、同表新潟県の項中「新潟市」を「新潟市　長岡市」に改め、同表石川県の項の次に次のように加える。

福　井　県	福井市

本則の表三重県の項中「四日市市」を「津市　四日市市」に改め、同表福岡県の項中「福岡市」を「福岡市　久留米市」に改める。

附　則

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

国土交通大臣　前田　武志

内閣総理大臣　野田　佳彦

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年九月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百九十八号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第百十四号を第百十五号とし、第十六号から第百十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。